

答弁書第七五号

内閣参質一九二第七五号

平成二十八年十二月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊 達 忠 一 殿

参議院議員小西洋之君提出憲法第二条の趣旨に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出憲法第二条の趣旨に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「憲法第二条……の趣旨」及び「法律」との文言ではなく「皇室典範」との文言が用いられている法的な理由」の意味するところが必ずしも明らかではないが、憲法第二条は、「皇位は、世襲のもの」とするほかは、皇位の継承に係る事項については、「国会の議決した皇室典範」すなわち法律で適切に定めるべきであるということを規定しているものと解される。

